

2019年4月24日
全国港湾18発第109号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



公文第90号(3月20日付)に基づく実力行使の除外(4/28・5/5)の指示について

4月24日(水)に開催した第7回中央港湾団交は、組合側が示唆していたゴールデンウィーク(4月28日～5月6日)中のストライキについて、日港協から国民への影響が大きく、混乱を避けるために、この期間についてストライキ実施を見送って欲しい旨の要請があった。あわせて5月9日(木)の団交開催の申し入れがあった。

組合側は中央闘争委員会を開催し、ストライキは交渉促進のためのストライキであって、9連休中には交渉が持たれないことから、業側のいう国民への影響を配慮し、組合もいたずらに物流への混乱を招くことは望むものではなく、ここは一旦この期間のストは実施せず、休日出勤に処することを決断した。

については、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

1. 公文第90号に基づく実力行動4月28日(日)と5月5日(日)の24時間ストライキについて除外する。したがって、5月12日(日)以降の日曜日のストライキについては、体制を維持することを周知徹底されたい。
2. 日港協から5月9日(木)の団交申し入れがあり、それを了承し、5月8日(水)に中央闘争委員会を開催し、今後の対応を検討することとする。
3. 各単組の賃上げ交渉について、引き続き奮闘されることを期待する。同時に各単組・地区港湾は個別賃上げに注視し、相互支援を維持されたい。

以上